

第 78 号議案

指定管理者の指定の件（神戸こども初期急病センター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸こども初期急病センター

2 指定管理者

神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4番1号

一般財団法人神戸市小児救急医療事業団

代表理事 石田 明人

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

神戸こども初期急病センターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

## 神戸こども初期急病センターの指定管理者の指定等について

### 1. 公の施設の名称

神戸こども初期急病センター

### 2. 指定管理者

神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4番1号  
一般財団法人 神戸市小児救急医療事業団  
代表者 理事長 石田 明人

### 3. 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

### 4. 債務負担行為

期間：令和4～9年度  
限度額：1,159,000千円

### 5. 令和5年度予定額

231,620千円（令和4年度指定管理料 208,519千円）

### 6. 選定までのスケジュール（非公募選定）

申請要領等提示 令和4年7月27日（水）  
申請書類提出期限 令和4年8月31日（水）  
選定評価委員会 令和4年9月20日（火）

### 7. 非公募選定理由

「公の施設の指定管理者制度運用指針」が定める、公募によらず指定管理者を指定することができる場合のうち「④専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合」に該当。

神戸こども初期急病センターは、医師不足等により非常に厳しい状況であった小児初期救急の機能を強化し、持続可能な小児救急医療体制を構築していくため、平成22年12月1日にHAT神戸内に開院し、夜間・休日365日診療を行っている。

一般財団法人神戸市小児救急医療事業団は、同センターの管理・運営のために、神戸市医師会、神戸市小児科医会、神戸大学等市内の医療関係者の連携、協働により設立された団体であり、臨床や研究などそれぞれが役割を發揮しながら、ノウハウを集結して事業を実施している。（平成23年度までは、任意団体であったが、平成23年度に一般財団法人化）

小児初期救急医療を円滑に実施していくためには、医師・看護師をはじめとする医療スタッフの確保が不可欠であるが、同事業団は神戸大学や医師会等と連携して、非常勤を含め医療スタッフを確保し、

同センター開院当初から指定管理者として適切に管理運営を行っており、本市の小児救急医療体制において大きな役割を果たしている。

〔施設の概要〕

(1) 設立趣旨【設置条例：神戸こども初期急病センター条例】

夜間、休日等における小児の救急患者に必要な医療を提供するため、神戸こども初期急病センターを設置する。

(2) 施設概要

所在地：神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4番1号

開設時期：平成22年12月1日

施設内容：小児初期救急医療施設等

令和3年度利用状況：14,079人

(3) 診療時間

平日 20:00～翌7:00 (受付19:30～翌6:30)

土曜日 15:00～翌7:00 (受付14:30～翌6:30)

休日 9:00～翌7:00 (受付8:30～翌6:30)